

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.26 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑱又は申告書⑲）

申告書⑨欄に記入がある場合は、申告書⑨差引税額を申告書⑱欄に転記します。

申告書⑧欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑲欄に転記します。

step.27 譲渡割額（納税額）又は 譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書㉑）

■譲渡割額（納税額）

次の計算式により計算し、計算結果の100円未満を切り捨て、申告書⑳欄に記入します。

$$\text{⑱差引税額} \times \frac{17}{63} = \text{㉑納税額} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

設例 甲野商店の場合

納税額は、

$$261,400 \text{円} \times \frac{17}{63} = 70,536 \text{円} \rightarrow 70,500 \text{円} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

と求められます。

■譲渡割額（還付額）

次の計算式により計算し、計算結果を申告書㉑欄に記入します。

$$\text{⑲控除不足還付税額} \times \frac{17}{63} = \text{㉑還付額}$$

step.28 中間納付譲渡割額を記入する（平成30年分の中間申告を行った方）（申告書㉒）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成30年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉒欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉒欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.29 納付譲渡割額を計算する（申告書㉓）

申告書㉑納税額が、㉒中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉓欄は空欄のまま、step.30に進んでください。

$$\text{㉑納税額} - \text{㉒中間納付譲渡割額} = \text{㉓納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$70,500 \text{円} - 0 \text{円} = 70,500 \text{円}$$

と求められます。

step.30 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉔）

申告書㉒中間納付譲渡割額が、㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉔欄に記入します。

$$\text{㉒中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉔中間納付還付譲渡割額}$$

step.31 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）（申告書㉕）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書㉕欄に記入します。

なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

$$\left(\text{①納付税額} + \text{㉓納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{㉔中間納付還付税額} + \text{㉑還付額} + \text{㉒中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉕消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$(\text{納付税額 } 261,400 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 70,500 \text{ 円}) - (\text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円}) = 331,900 \text{ 円}$$

と求められます。

設例 甲野商店の場合：申告書（地方消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書⑮欄（14・16 ページ）

申告書⑨欄を転記します。

申告書⑳欄（16 ページ）

$$261,400 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 70,536 \text{ 円} \rightarrow 70,500 \text{ 円} \\ (\text{100 円未満切捨て})$$

申告書㉑欄（16 ページ）

$$70,500 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 70,500 \text{ 円}$$

申告書㉒欄（16 ページ）

$$(261,400 \text{ 円} + 70,500 \text{ 円}) - (0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \\ = 331,900 \text{ 円}$$

この申告書による消費税の税額の計算															
課税標準額	①	十	萬	千	百	十	萬	千	百	十	萬	千	百	十	円
消費税額	②														03
控除過大調整税額	③														06
控除対象仕入税額	④														07
返還等対価に係る税額	⑤														08
貸倒れに係る税額	⑥														09
税控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦														10
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧														13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨														15
中間納付税額	⑩														16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪														17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫														18
この申告書 が修正申告 である場合	⑬														19
差引納付税額	⑭														20
課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮														21
課税売上 割 資産の譲渡 等の対価の額	⑯														22
この申告書による地方消費税の税額の計算															
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	⑰														51
差引税額	⑱														52
譲渡 割 額	⑲														53
納付税額	⑳														54
中間納付譲渡割額	㉑														55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒														56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓														57
この申告書 が修正申告 である場合	㉔														58
差引納付 譲渡割額	㉕														59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖														60

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑬+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑪+㉓
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバー
ス
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。